

○丹波市立看護専門学校の授業料等の徴収に関する条例

平成26年3月10日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、丹波市立看護専門学校（以下「学校」という。）の授業料、入学金、入学考査料、再試験料及び証明手数料（以下「授業料等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の額)

第2条 授業料等の額は、次のとおりとする。

種別	金額
授業料	月額 20,000円
入学金	市内 120,000円 市外 180,000円
入学考査料	20,000円
再試験料	1回 1,000円
証明手数料	1件 400円

2 前項の表において「市内」とは、本人又はその1親等の直系親族（当該親族がいない場合にあつては、市長が認めた者）が入学手続開始日前1年以上丹波市内に引き続き住所を有する者をいう。

3 第1項の表において「市外」とは、前項に規定する者以外の者をいう。

(授業料等の減免)

第3条 市長は、学資困難その他特別の事情があると認めた者に対して授業料及び入学金の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 市長は、在校生の請求に係る証明手数料を免除することができる。

(授業料等の不還付)

第4条 既に徴収した授業料等は、還付しない。ただし、授業料又は入学金については、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、授業料等の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中入学金及び入学考査料に係る規定並びに第4条、第5条及び次項の規定は、平成26年7月1日から施行する。

(特例措置)

2 規則で定める日までの間における授業料等の額は、第2条の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表

種別	金額
授業料	月額 9,900円

入学金		5,650円
入学考査料		2,200円
再試験料	1回	1,000円
証明手数料	1件	400円